

34 地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震時等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を甲が乙の協力により速やかに実施するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、消失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要がある生じた廃棄物をいう。

（協力の種類）

第3条 甲の要請に対する乙の協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）被災した建築物等の解体
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）解体撤去に関する技術的支援
- （4）その他前各号に規定する作業等の実施に伴うこと。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

- （1）災害発生場所及び災害の状況
- （2）要請する協力の具体的内容
- （3）現地責任者の職氏名、連絡方法等
- （4）その他協力に必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 乙は、解体撤去に協会員を出動させるときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に通知する。

- （1）担当する協会員名
- （2）現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- （3）派遣人数並びに資機材・重機類の種類及び数量
- （4）その他必要な事項

3 乙は、解体撤去の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙の会員（以下「協会員」という。）が円滑に協力できるように、乙及び協会員に市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙及び協会員は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、この協定により知りえた情報を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(報告)

第8条 協会員は、第5条の規定に基づき解体撤去を実施した場合は、書面により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 第4条の要請に基づく協力を要した費用は、甲が負担し、その価格は、大規模災害時の直前における通常の価格を基準にして、甲、乙協議のうえ決定するものとし、協力した協会員に支払うものとする。ただし、技術的支援のうち電話等による助言に関わる経費については、甲は、負担することを要しないものとする。

(協会員の状態等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行なえるよう、人員、車両台数並びに資材の種類及び台数を毎年3月末日まで甲に報告するものとする。また、乙は、協会員の責任者を含め、連絡体制を確立しておくものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、必要に応じて合同訓練を行なうものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年5月29日

甲 鶴岡市長

乙 一般社団法人 山形県解体工事業協会 代表理事